

園田学園大学・園田学園女子大学短期大学部学外共同研究取扱規程

(平成 28 年 10 月 1 日制定)

改正 平成 29 年 4 月 1 日 平成 30 年 4 月 1 日
令和 3 年 4 月 1 日 令和 5 年 4 月 1 日
令和 7 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、園田学園大学・園田学園女子大学短期大学部（以下「本学」という。）における学外の諸機関と共同して行う研究（以下「学外共同研究」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 科学研究費及び他の外部資金への申請については、別に定める。

(受入基準)

第 2 条 学外共同研究は、本学の当該共同研究の担当者（以下「学外共同研究担当者」という。）及び学生の教育研究上有意義であり、かつ、本学の教育・研究に支障を生じるおそれがないと学長が認めたときに限るものとする。

2 学外共同研究を受け入れた後、前項の基準に適合しない事態が生じたときは、学長は研究の中止を命ずることができるものとする。

(申請)

第 3 条 学外共同研究を実施しようとする学外の諸機関（以下「学外共同研究機関」という。）は、学外共同研究申込書（様式第 1 号）を学長に提出するものとする。

2 学外共同研究担当者は、学外共同研究実施計画書（様式第 2 号）を作成し、所属する学部長、短期大学部の学科長、附置機関の長の承認を経て学長に提出するものとする。

(受入れの決定)

第 4 条 学長は、学外共同研究審査会で審議のうえ、学外共同研究の受入れの可否を決定するものとする。なお、当該学外共同研究が本学の運営に関わるものと学長が判断したときは、理事長の承認を得なければならないものとする。

2 学長は、前項で受入れを決定したときは、学外共同研究機関に学外共同研究受入承諾書（様式第 3 号）で通知するものとする。

3 学外共同研究審査会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 人間健康学部長
- (3) こども学部長
- (4) 経営学部長
- (5) 生活文化学科長
- (6) 幼児教育学科長
- (7) 附置機関の長
- (8) 図書館長
- (9) 事務管理部長
- (10) その他学長が必要と認めた者

4 審査会の委員長は、学長とする。

(契約)

第5条 学長は、前条により学外共同研究の受入れを決定したときは、学外共同研究機関との合意に基づき学外共同研究契約を締結するものとする。

(研究費の取扱い)

第6条 学外共同研究契約が締結されたときは、学外共同研究機関は所要の研究費（以下「学外共同研究費」という。）を契約書に定める期間内に本学事務管理部財務経理課に納付するものとする。

2 本学は、個人研究費を限度に、研究に要する経費の一部を負担することができるものとする。

3 指定の期間内に学外共同研究費の納付がないときは、学外共同研究を取り消すものとする。

4 既納の学外共同研究費は、原則として返還しないものとする。ただし、天災その他やむを得ない事由により研究を継続できないときは、その全部又は一部を学外共同研究機関に返還することができるものとする。

5 学外共同研究費の経理処理は、本学園の経理規程に基づいて行うものとする。

(秘密情報の保持)

第7条 本学及び学外共同研究機関は、学外共同研究の実施にあたり相手方より開示を受け、又は知り得た技術上及び営業上の秘密情報若しくは学外共同研究成果を、相手方の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示し、又は漏洩してはならない。ただし、公知であることが確認できるものについては、この限りではない。

(特許権等の取扱い)

第8条 学外共同研究の結果生じた特許権、実用新案権、意匠権及び著作権その他これらに準ずる権利の帰属は、別途締結する契約（以下「学外共同研究契約」という。）において定める。

2 学外共同研究費により購入した機器・備品等の資産は、学外共同研究契約で特に定めがないときは、本学に帰属するものとする。

(報告)

第9条 学外共同研究担当者は、学外共同研究が終了したときは、速やかに学外共同研究完了届（様式第4号）を所属する学部長、短期大学部の学科長、附置機関の長の承認を経て学長に提出するものとする。

2 学長は、前項に定める報告を受けたときは、速やかに学外共同研究成果報告書（様式第5号）を学外共同研究機関に送付するものとする。

(成果の公表)

第10条 学外共同研究担当者は、原則として学外共同研究の成果を公表するものとする。ただし、公表の時期・方法等は、学外共同研究機関と協議して定める。

(事務)

第11条 学外共同研究に関する事務は、研究支援室が担当する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、学外共同研究審査会の意見を聴いて、運営会議の議を経て学

長が行う。

(補則)

第 13 条 この規程に定めのないもので、学外共同研究の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

付 則

この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。